【規程番号　行法Ⅲ－012】

行吉学園製パン技術専門員規程

（目　的）

第１条　この規程は、行吉学園が設置する「ベーカリーカフェ」に配置する製パン技術専門員（以下「専門員」という。）について定める。

（身　分）

第２条　専門員の身分は、学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則（以下「就業規則」という。）第２条に定める専門的な業務に従事する技術職員とする。

（服　務）

第３条　専門員は、総務課長（古典芸能研究・事業振興担当）（以下「課長」という。）の命を受けて、次に掲げる業務を処理する。

（1）パン等の製造に関すること。

（2）パン等の管理及び販売に関すること。

（3）販売代金等の保管、管理に関すること。

（4）臨時又はアルバイト職員の指導監督に関すること。

（5）その他課長が特に指示する事項に関すること。

（任用及び就業）

第４条　専門員は、次の各号に該当する者から理事長が任命する。

（1）任用しようとする日の年齢が 60 歳未満の者

（2）製パン技術に優れ、経験のある者

２　その他、任用及び就業については、就業規則の定めるところによる。

（補　則）

第５条　この規程に定めのない事項については、就業規則及び学園諸規程の定めるところによる。

附　則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

１　この規程は、平成 21 年 2 月 18 日から適用する。

２　製パン技術専門員設置要綱は廃止する。

附　則

この規程は、平成 26 年 2 月 25 日から改正し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。